

(欄外注記1)

183 法学部第三年学生岡野敬次郎・植村俊平他五十九名得業

士・学士の称号に付懇願書

〔明治十八年四月〕

〔表紙〕
懇願書

懇願書

ハ此新設ノ法ハ生等以後ノ卒業生ノ為メニ殊ニ眷顧ヲ加ヘラレ
生等ノ大成ヲ希図セラレ候義ニテ生等ノ当ニ感佩致スヘキモノ
ニ御座候然ルニ殊ニ生等ノ大成ヲ希図セラレ計画被成候御趣意
モ却テ生等ニ言フヘカラサルノ不便ヲ与ヘ以テ前途ノ障碍ヲ為
ス「甚タ大ナルトキハ如何スヘキ生等ヲ眷顧シ生等ヲ利導ゼン
カ為メニ設ケラレタル新法ナレハ生等ノ障碍ト相成候事ト覚エ
候上ハ黙止スルノ場合ニ無之ト奉存候依テ左ニ得業士ノ称生等
ニ不便ヲ來シ候所以ヲ啓陳シ聊カ懇願致シ候トコロ有之候幸ニ
展覽ヲ賜ハラハ実ニ望外ノ大幸ニ奉存上候

法理文学部第三年学生及ヒ医学部三等学生謹テ東京大学總理閣
下ノ左右ニ懇願仕候伏シテ明治十六年二月十三日本学御告達ヲ
按スルニ生等以降ノ学生ニシテ全科ヲ卒業致シ候者ハ得業士ノ
学位ヲ授ケラレ更ニ高等ノ試問ヲ経テ而シテ后学士ノ榮称ヲ賜
ハル、「ニ相成候夫レ我教則ハ日ニ整頓シ学科ハ日ニ高尚ニ赴
キ授業ノ方モ隨テ進歩ス既往ヲ以テ将来ヲ察スルニ後ノ卒業生
ハ前ノ卒業生ニ優ル「アルモ劣ル「ナキハ疑フ可ラサル「ニシ
テ生等ノ喋々ヲ須タサルナリ故ニ仮令之ニ授クルニ高等ノ学位
ヲ以テセサルモ之ニ授クルニ下等ノ学位ヲ以テスヘカラサルハ
当然ノ事ト奉存候然ラハ何故新ニ得業士ノ称ヲ設ケラレタルカ
是レ蓋シ卒業ハ只大学ノ課程ヲ履ミ終リタルノミニテ是レ大成
ニ至ルマテハ前途甚タ遠ク孳々怠ラサル「尙ホ在学ノ日ノ如ク
ナラン「ヲ欲シ偏ニ後進ヲ獎励センカ為メニ此学位ヲ設ケラレ
タル義ニテ可有之決シテ生等以後ノ卒業生ハ生等以前ノ卒業生
ニ劣レリト為サレタルニハ万々無之事ト奉察候若シ果シテ然ラ

理由ニ御座候

方今学士ノ称号ヲ附与スルモノ本学ニ止マラス工部大学ト云ヒ
旧司法省法学校ト云ヒ駒場農学校ト云ヒ札幌農学校ト云ヒ皆卒

業生ニハ学士ノ榮位ヲ与ヘテ得業士ノ称ナシ今彼ノ在学中ニ修
ムル所ヲ以テ之ヲ我在学中ニ修ムル所ニ比スルニ一步モ彼レニ
讓ル「ナカルヘシ而シテ彼レハ則チ直チニ学士タリ我ハ更ニ高
等ノ試問ヲ経ルニ非サレハ学士タルヲ得ス夫レ社会ニ表ハル、
モノハ名ナリ名既ニ彼レニ劣ル社会果シテ何等ノ感覚ヲ生スヘ
キヤ生等ノ如キ久シク本学ニ在リ委シク彼我ノ状態ヲ知ルモノ
スラ尚ホ且惑ヘリ況シヤ之ヲ知ラサルモノニ於テオヤ我卒業生
ヲ以テ彼ノ四校ノ卒業生ニ及ハストスルハ必然ノ勢ト存候然ラ
ハ則チ彼ノ四校ノ卒業生ノ如キハ善ク社会ニ遇セラレ我卒業生
ハ社会ノ為メニ卑下セラル彼ハ則チ実地ニ試ミルノ機会ヲ得テ
実業愈々進ミ我ハ則チ之ヲ得シテ実業擧ラス然ルヰハ則チ彼
ノ学力我ニ劣ルモ忽チ我ニ優ルノ実業ヲ興スヘシ實ニ我学位ノ
卑キカ為メニ後來ノ進歩ヲ妨害セラル、「如此生等窮カニ虚名
ノ実ヲ冒サン」ヲ恐レ候是レ得業士ノ称ノ不便ヲ來ス第二ノ理
由ニ御座候

前ニ述ヘシ如ク教則ハ日ニ整頓シ学科ハ日ニ高尚ニ赴キ授業ノ
方法モ亦日ヲ追フテ進歩スルニアラスヤ然ラハ則チ同等ノ才力
ヲ有スルモノヲシテ此整頓シタル教則ニ依リ日ニ高尚ニ赴クノ
学科ヲ履ミ愈々進歩シタル授業ノ方法ヲ以テ之ニ加ヘシメハ前
ノ卒業生ニ対シテ決シテ劣ルヘキノ理由アルヘカラス然ルヲ若
シ俄カニ一等ヲ下シ生等ヨリ以還生等以前ノ卒業生ト同等ノ榮
誉ヲ享クルヲ得ス同等ノ特例ニ与ルヲ得サラシメハ是レ或ハ權
衡ヲ失スルニ似タリ是レ得業士ノ称ノ不便ヲ來ス第三ノ理由ニ
御座候

或ハ学士ノ称高キニ過ギ卒業生ノ未タ当ルヘキニアラストゼン
カ夫レ或ハ然ラン然然レモ若シ学士ノ名ヲ以テ高キニ過クルト云
ハ、得業士ノ名モ亦高キニ過クルト云ハサルヘカラス蓋シ学業
ヲ得タルノ証ハ実業ニ在リ実業擧クルニ非サレハ未タ以テ此榮
名ヲ附与スヘカラス然ラハ則チ名目ノ論ハ遂ニ底止スル所ナカ
ルヘシ而シテ文部省ハ既ニ大学ノ卒業生ニ与フルニ学士ノ榮称
ヲ以テセラル卒業生ハ即チ学士ナリ学士ハ即チ卒業生ナリ今日
ニ至ル迄未タ曾テ学士ノ称号社会ニ不都合アリシヲ聞カサルナ
リ然ラハ向後ト雖モ同等ノ学力ヲ有スルモノニハ学士ノ称号ヲ
附与致サレ候共不可ナキカ如シ然ルニ生等以後ノ卒業生等ハ更
ニ高等ノ試問ヲ経サルヰハ学士ノ榮位ハ享クヘカラス是レ得業
士ノ称ノ不便ヲ來ス第四ノ理由ニ御座候

此四ノ者ハ皆是レ得業士ノ称ハ以テ大ニ後進ニ不便ヲ來ス所以
ニシテ生等ノ默止スル能ハサル所ニ御座候実ニ教員医師代言師
ノ如キハ社会ノ表面ニ立チ社会ノ模範タリ社会ノ先驅タリ最モ
社会ノ信用ヲ重スルノ業ニ於テハ其位名ノ関係最モ多キモノニ
有之候得ハ生等以後ノ学生ニシテ是レ等ノ業ニ志アル者ニ取り
テハ不幸ノ至リト奉存候然ルヰハ則チ得業士ノ称号ノ新設ハ御
趣意トセラル、所ノ良効ヲ奏セスシテ却テ予想外ノ結果ヲ生セ
ン「図ルヘカラス是レ生等ノ大ニ恐懼スル所ニ御座候
既ニ反覆申上候如ク本学ニシテ新法ヲ設ケラレ候ハ真ニ生等以

後ノ卒業生ハ生等以前ノ卒業生ニ劣レリトナサレタルニハ之レ
ナク全ク生等以後ノ卒業生ヲ獎励セラレ生等ノ大成ヲ希図セラ
ル、ニ出タル儀ニ候事ト臆測仕候得ハ生等以降ノ卒業生ニモ從
来ノ如ク直チニ学士ノ称号ヲ附与セラレ学士ノ上ニ尚ホ高等ノ
学位ヲ設ケラレ其名ハ或ハ大学士ト称シ〔朱書〕〔或ハ〕博士ト称シ或
ハ某科専門学士若シクハ得業士ト称スル只本学ノ命スル所ニシ
テ不可ナキカ如シ此理明白生等ノ喋々ヲ須タス既ニ御了知ノ事
ト奉存候得ハ尊敵ヲ冒瀆シ申上候ハ甚タ恐入候得共若シ然ル片
ハ生等以前ニ卒業シタルモノモ同シク其榮名ヲ享クルヲ得ヘク
生等以後ノ卒業生モ亦共ニ之ヲ享クルヲ得ヘン然ラハ則チ社会
ノ上ニ立チ社会ノ大勢ヲ左右スルノ英傑トナリ学者トナルモ只
其好ム所高等ノ試問ヲ受クル可ナリ実地ノ事業ニ依ルモ亦可ナ
リコ、ニ於テ乎名実併セ得テ前陳ノ不便尽ク除去シ本学ノ期セ
ラル、良果ヲ得ソ「疑フヘカラス何卒前陳ノ事情御推察被下生
等以後ノ卒業生ト雖モ從來ノ通リ直チニ学士ノ榮位ヲ附与セラ
レ度偏ニ奉懇願候尚ホ後年ノ学生々徒モ同感トハ奉存候得共生
等殊ニ新則ニ從フヘキ最初ノ学生ニ御座候間敢テ諱憚セスコ、
ニ法理文学部第三年学生及ヒ医学部三等学生連署ヲ以テ右ノ段
奉伏願候何卒特別ノ詮議ヲ以テ願意御採用被成下度懇切ノ至リ
ニ堪ヘス誠恐誠惶頓首

明治十八年四月

伊藤辰吉

伊東祐徳

市野金一郎

乾 學志

岩崎三省

稻生 悅

羽生 謙親

芳賀栄次郎

波多野 檉

堀内篤蔵

千葉稔次郎

生沼永保

大橋嶽太郎

大西克孝

大西小三太

大谷津直磨

大平枡次郎

小川廣太郎

岡野敬次郎

岡本 昇

小山龍徳

渡邊 隆

川瀬泰輔

甲野泰造

谷村太刀馬

坪井正五郎

正誤表をご確認ください

中野省吾

長澤市蔵

宇山道碩

植村俊平

能勢静太

山田岩次郎

山田文太郎

山内武七

山崎甲子次郎

牧野清利

小池亮琢

小林柏次郎

江澤賤男

澤崎頼之助

坂田快太郎

榎原幾久若

嵯峨根不二郎

實吉益美

佐々木達

南良助

三浦謹之助

柴田耕一

宍道弘一
白井光太郎

印 印

宍戸宗之助

下山秀久

平原元義

平山順

疋田復次郎

森友道

関成治

鈴木千代吉

鈴木吉忠

鈴木文太郎

戸田恒太郎

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

東京大学総理 加藤弘之殿

(欄外注記)

(朱書)

〔検閲 副總理 (浜尾新)〕

(花押)

法学部長 植了

(菊地大麓)

理学部長

(印)

(朱書)

〔検閲 副總理 (浜尾新)〕

(花押)

医学部長 (三宅秀)

(印)

文学部長

(印)

〔『検印録』明治十八年、印 F 1〕

(朱書)

〔検閲 副總理 (浜尾新)〕

(花押)

医学部長 (三宅秀)

(印)

文学部長

(印)

」